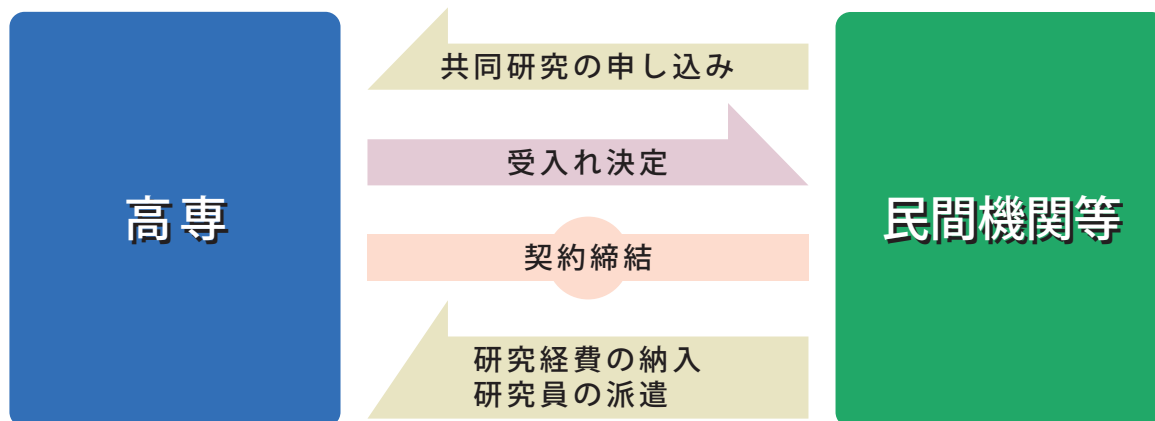


## 産学官連携推進制度 共同研究について

共同研究とは、民間機関等から研究経費及び研究員又は研究経費を受け入れて、本校の教職員等が当該民間機関等と共同して行う研究をいいます。



### 知的財産権の取扱い

共同研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、共同研究契約書及び公立大学法人大阪府立大学知的財産権取扱規程（平成 17 年 4 月 1 日公立大学法人大阪府立大学規則第 44 号）に定めるところになります。

